

第1回 白子町地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和5年2月24日（金）

午後1時30分～

場所：役場2階 第3会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 自己紹介
5. 白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱について
6. 副会長及び監査委員の選任について
7. 白子町地域公共交通活性化協議会の設置について
 - ・白子町の現状について（第5次総合計画後期基本計画抜粋 ほか）
 - ・協議会活動スケジュール
 - ・協議会予算等
8. 審議事項
 - （1）計画策定調査業務委託業者の選定について
9. その他
10. 閉会

白子町地域公共交通活性化協議会委員名簿

No	区分	所属	役職	氏名
1	1号委員	白子町	総務課長	イマザキ 今関 ミチオ 道雄
2	2号委員	(一社)千葉県バス協会	専務理事	ナリタ 成田 ヒロシ 斉
3		(一社)千葉県タクシー協会外房支部	支部長	オオヤ 大矢 マサアキ 昌明
4		小湊鐵道株式会社	執行役員 バス部長	ヤマ 深山 ヒロキ 宏樹
5		小湊鐵道労働組合	書記長	シメズ 清水 タカシ 崇志
6		ふくしタクシー サリー	代表	イシイ 石井 ルミコ 留美子
7	3号委員	長生土木事務所	技術次長	シモキ 下木 ゴウ 豪
8	4号委員	茂原警察署	交通課長	コンノ 金野 マサアキ 誠昭
9	5号委員	(福)白子町社会福祉協議会	事務局長	ナカヤマ 中山 ミチヒト 充史
10		白子町温泉ホテル協同組合	理事長	シノザキ 篠崎 マサハル 昌治
11		白子町商工会	会長	マエバン 前橋 タカオ 貴男
12		白子町観光協会	会長	オオツカ 大塚 アキラ 昭
13		白子町民生委員児童委員連絡協議会	会長	ナガシマ 長島 トシオ 登志男
14		白子町男女共同参画推進審議会	会長	イタクラ 板倉 ユカ 豊
15		白子町青少年相談員連絡協議会	会長	サイトウ 斉藤 ユウスケ 裕介
16		大多和医院	院長	モリ 森 トクロウ 徳郎
17	6号委員	関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	タカハシ 高橋 ナオト 直人
18	7号委員	千葉県総合企画部交通計画課	企画調整班長	ワタナベ 渡邊 アキラ 彰
19	8号委員	福島大学	准教授	ヨシダ 吉田 イツキ 樹
20		白子中学校長	校長	メラ 目羅 ノブオ 伸夫
21		白子町	建設課長	サイトウ 斉藤 ユウ 雄
22		白子町	健康福祉課長	タケシタ 竹下 ヒロユキ 裕之
23		白子町	商工観光課長	タナベ 田邊 ケンジ 健治
24		白子町	教育課長	ヨシダ 吉田 セイイチ 晴一

事務局	白子町企画財政課	課長	大矢 務
	白子町企画財政課	課長補佐	大塚 嘉一
	白子町企画財政課	係長	加藤 孝行
	白子町企画財政課	主事	上代 智也

白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利用の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため白子町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、千葉県長生郡白子町関5074番地の2白子町役場内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 町運営有償運送に関する事項
- (6) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 白子町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 茂原警察署長又はその指名する者
- (5) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長及び監査委員)

第7条 副会長及び監査委員は、第4条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

6 第4項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、白子町企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第14条 協議会に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公務で協議会に出席した者又はそれに準ずる者に対しては、報償金を支払わない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

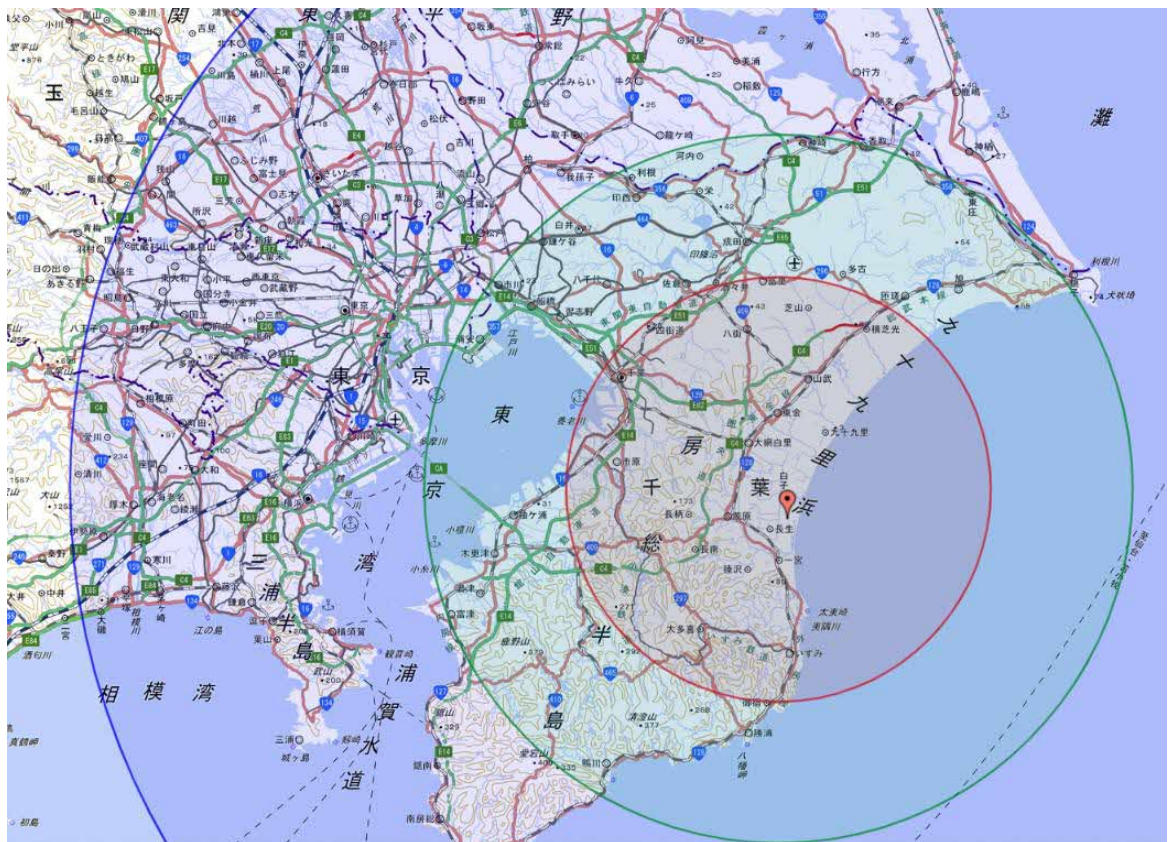
「白子町総合計画後期基本計画より抜粋」

1. 白子町の概況

(1) 白子町の特性

①位置

- 白子町は、千葉県の中央部、九十九里浜沿いの北緯35度25～29分、東経140度20～25分に位置しており、北は大網白里市、南は長生村、西は茂原市に接しています。
- 千葉市からは直線で約30km、東京都(新宿区)からは約70kmとなっています。
- 県都千葉市までは、電車で茂原駅及び大網駅から約25～30分、自動車では、主要地方道茂原白子線、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)経由で約40km、所要時間は40～50分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にあります。東京駅までは、電車で茂原駅から特急を利用して約50～60分、高速バスで白子車庫から約90分、自動車では京葉道路または首都高速湾岸線経由で約70km、所要時間は80～90分で結ばれています。



(国土交通省 国土地理院の地図より一部加工)

(2) 交流及び連携の可能性と現状

【観光】

○観光客は、県内、首都圏各地から来訪

- ・白子町を訪れる観光客数は、令和元(2019)年以前は年間約60~80万人であり、県内、首都圏など主に都市部からの観光客が中心です。

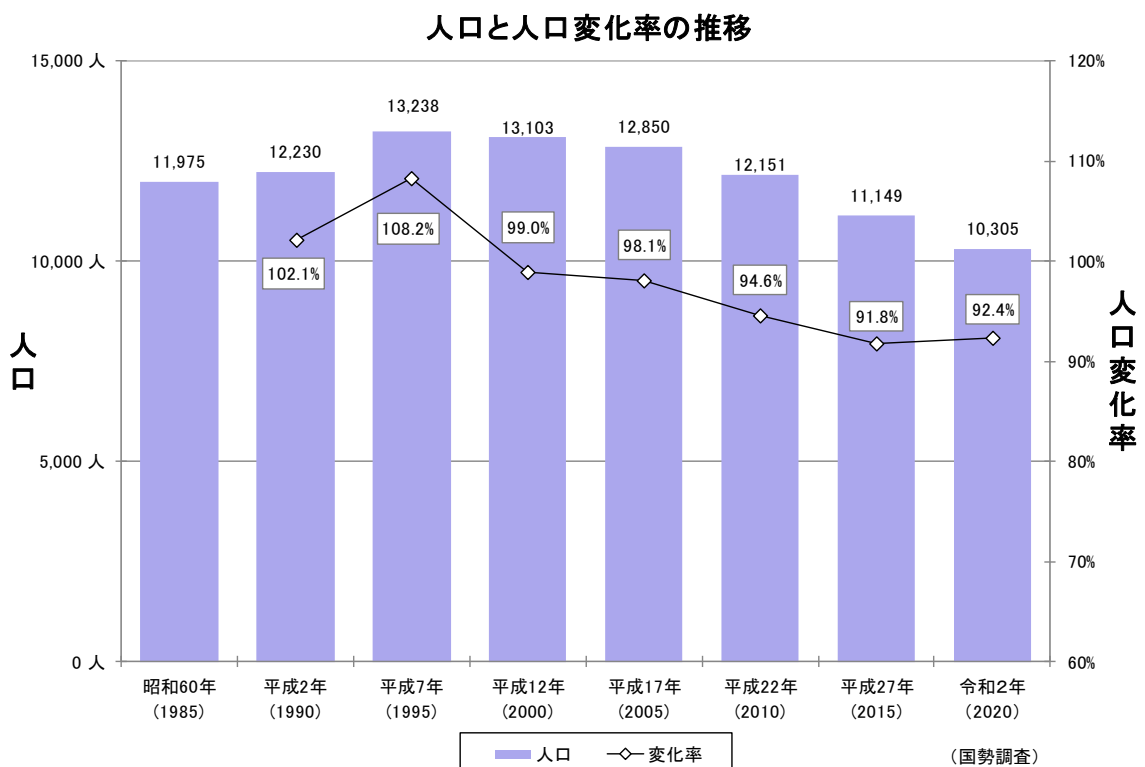
○県内随一のテニス観光地、スポーツの町としての白子町

- ・白子町は、300面以上のテニスコートを有する「テニス観光地」です。
- ・学生を中心としたテニス合宿をはじめ、駅伝、野球、サッカーなどの多様なスポーツ合宿が毎年行われています。また、競技種目も多様化する傾向にあり、テニスを中心であったスポーツ施設も利用者のニーズに合わせ、全天候型多目的ドームや屋内フットサルコートなどに変化してきています。

(3) 人口の推移

① 総人口の推移

- ・国勢調査による総人口は、平成7(1995)年の13,238人をピークに減少傾向で推移しており、令和2(2020)年には10,305人となっています。これは、平成7(1995)年人口の77.8%となっています。
- ・平成12(2000)年以降の総人口は、前回調査と比べ1~10%程度の人口減少がみられます。

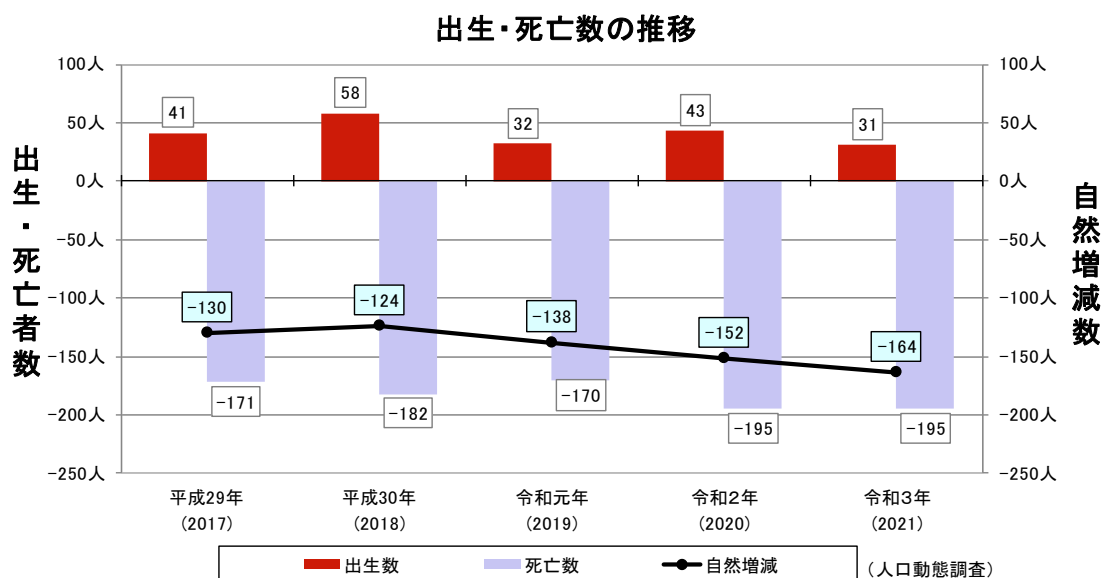


※人口変化率は各年の5年前の人口に対する変化率

(4) 自然動態

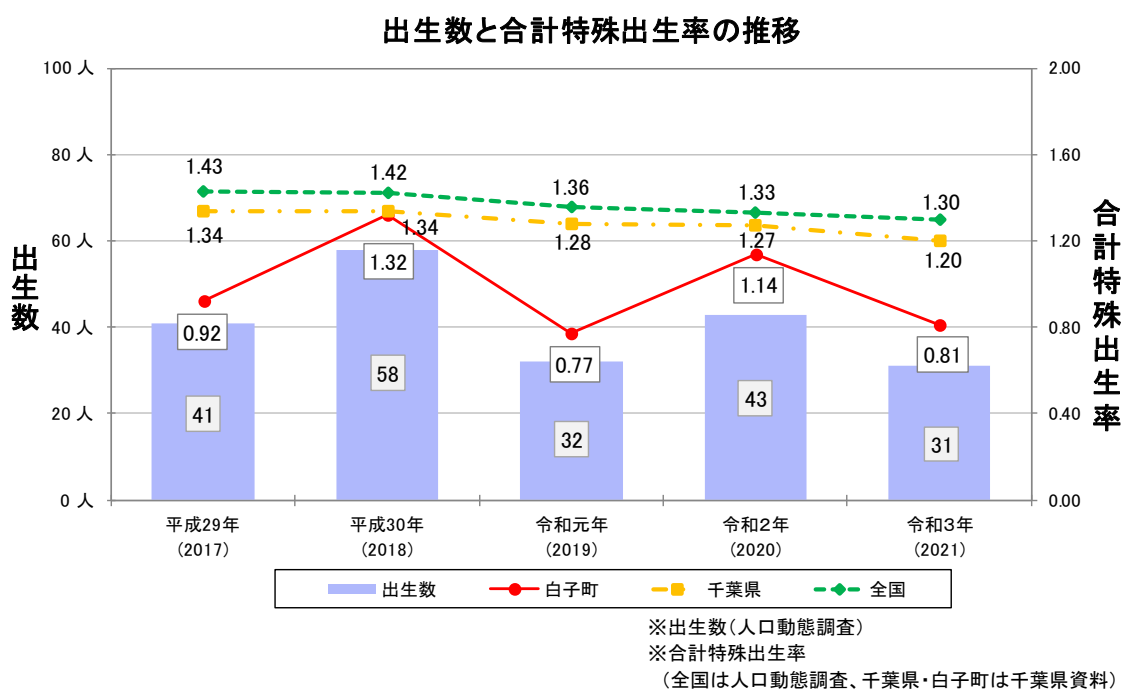
① 出生・死亡数

- ・過去5年間の出生数は30～60人程度、死亡数は170～200人程度で推移しており、令和3(2021)年の出生数は31人、死亡数は195人となっています。
- ・自然増減については、毎年120人～160人程度の自然減となっています。



② 出生の状況

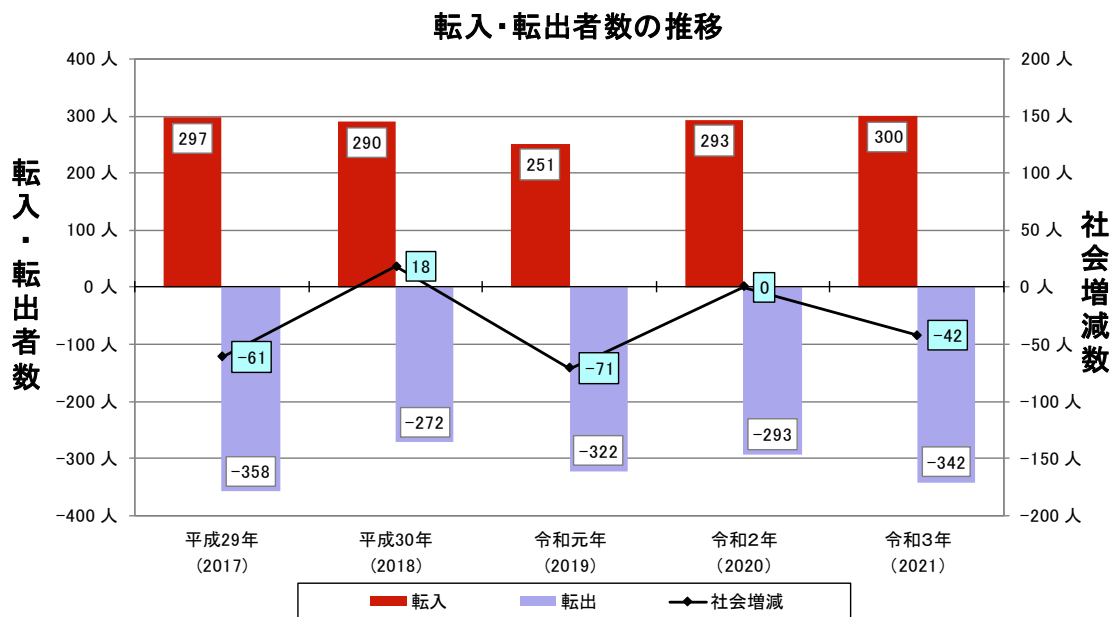
- ・白子町の過去5年間の合計特殊出生率の推移は、最も高い平成30(2018)年の1.32と、最も低い令和元(2019)年の0.77の間で繰り返していますが、すべての年で国や県の合計特殊出生率を下回っています。



(5) 社会動態

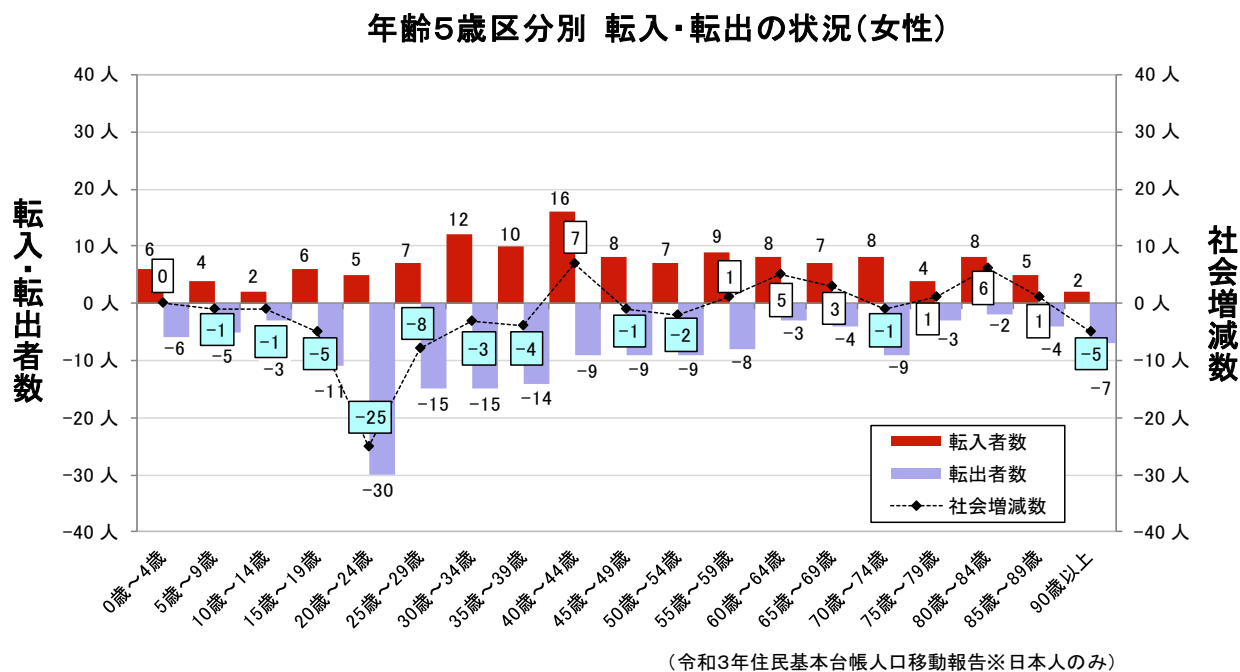
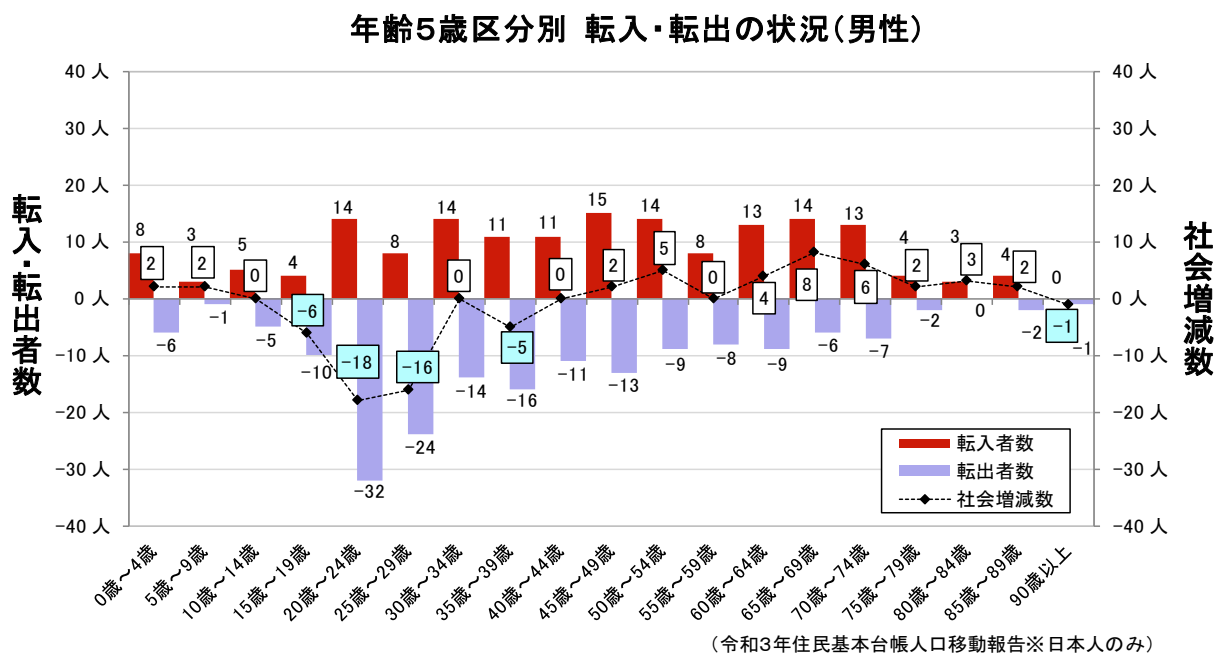
① 転入・転出

- 過去5年間の転入者は250人～300人程度、転出者は270人～360人程度で推移しており、令和3(2021)年は転入者が300人、転出者が342人となっています。
- 社会増減数は基本的に転出超過となっていますが、平成30(2018)年は転入超過、令和2(2020)年は転入と転出が均衡となり、令和3(2021)年は再び転出超過となりました。



②男女別・年齢別の移動の状況

- ・令和3(2021)年の年齢5歳区分別転入・転出者数については、男女ともに20歳代の移動が多くなっています。
- ・社会減が最も多い年代については、男性・女性ともに「20～24歳」となっています。



2. 住民参画

(1) 住民・小中学生アンケート

① アンケート調査の概要

- 「白子町第5次総合計画 後期基本計画」を策定するに当たり、住民(16歳以上)の皆様のご意見やお考えを計画に反映させるため、「住民アンケート」を実施しました。
- 今回は上記の住民アンケートに加え、未来の白子町を担う若年層の意識やニーズの把握を行うため、小・中学生アンケートも実施しました。
- アンケート調査の概要は、次のとおりです。

【住民アンケート】

調査対象	町内在住の 1,200 人
調査方法	郵送による配布・回収 (調査票に二次元コードを記載。専用 WEB サイトにて回答・回収を併用)
調査時期	令和4(2022)年1月27日(木)から2月7日(月)まで
配布数	1,200 票
回収数	郵送：326 票(すべて有効票) WEB：111 票(有効票 110 票・無効票 1 票) 有効票計：436 票
回収率	36.3%

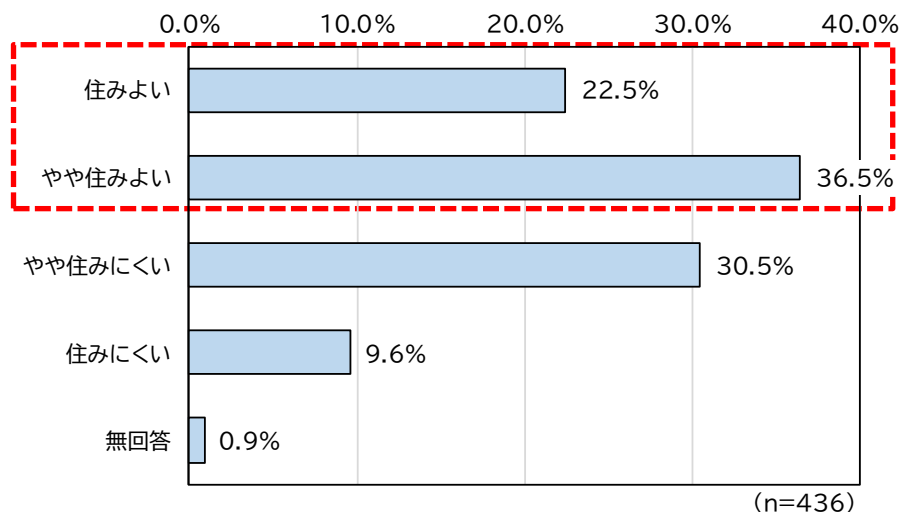
【小・中学生アンケート】

調査対象	小学6年生：62 人 中学1年生：85 人 中学2年生：65 人 中学3年生：77 人 計：289 人
調査方法	学校での配布・回収
調査時期	令和4(2022)年1月
配布数	289 票
回収数	計 258 票(すべて有効票)
回収率	89.3%

②調査結果

【白子町の住みよさ】（住民アンケート）

- 約6割が『住みよい』（住みよい・やや住みよい）と回答しました。
- 『住みよい』と思う理由は、「自然が豊かであるから」が最も多く、次いで、「治安が良いから」「海があるから」の順になっています。
- 『住みにくい』（やや住みにくい・住みにくい）と思う理由は、「交通の利便性が低いから」が最も多く、次いで「日常の買い物が不便だから」「自然災害に不安を感じるから」の順になっています。



3. 白子町の課題

- 本町の豊かな「自然」や「海」を守るという観点から、**SDGs**の理念を共有した上で「持続可能なまちづくり」を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への移住に対する関心が高まっていることから、引き続き「移住者の確保」に向けた取組も必要です。
- 現在、町では**コンパクトシティ**の実現に向けた検討が進められているため、主要地方道茂原白子線(茂原白子バイパス(以下、「茂原白子バイパス」という。))の整備も踏まえた上で、住民の利便性の向上、交通アクセスの改善、回遊性の高いまちづくり、自然と共生したまちづくりに取り組む必要があります。

コンパクトシティについて、白子町では開通を見据えている「茂原白子バイパス」を中心に、公共施設ゾーン、住宅ゾーン、商工業ゾーンを位置付け、まちの中心とした、事業を進めることを意味しています。そうすることで、公共サービス、医療、福祉、商業等の生活機能が確保され、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりが行えると考えています。

基本政策 5 快適で利便性の高いまちづくり

1. 土地利用・市街地整備 2. 道路・交通 3. 情報 4. 公園・緑地
5. ガス・上下水道 6. 自然環境 7. 循環型社会



○まちの目標となる土地利用計画

- ・計画的で効率的な土地利用と公共施設の整備を含め、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な「白子町都市マスタープラン」の策定を進めます。

○生活基盤の整備

- ・道路整備については、体系的な道路網形成の促進のため、首都地域と九十九里地域とを連絡する茂原白子バイパスの整備促進と併せ、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。
- ・住民の公共交通機関である乗合バスについては、利用ニーズに合わせ、運行本数や時間帯、経路について、事業者などとの協議を進めます。

○快適な地域環境整備

- ・住民や町を訪れる人に対して喜ばれる環境・景観づくりの推進をめざし、街路樹や花などの植栽及び管理を進めます。
- ・公害対策として、水質汚濁など各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止の施策を推進します。

5-2 道路・交通

～ ビジョン ～

快適で生活しやすいまちづくり

<現状と課題>

- ◇本町の道路網は、九十九里有料道路、既存の主要地方道茂原白子線や飯岡一宮線、隣接する市町村を結ぶ町道幹線道路を中心とし、町民の日常生活に欠かせない生活基盤になっています。
- ◇計画的な道路整備に加え、道路の損傷や危険箇所の把握に努め、その改善に取り組むとともに、各自治区からの要望を受けて、必要性・緊急性を勘案した道路整備を実施しています。
- ◇茂原白子バイパスの開通を見据え、今後のコンパクトシティの実現を踏まえた町内の道路網・交通網について検討をする必要があります。
- ◇町内の公共交通は路線バスであり、特に高校生の通学や交通弱者にとっては、重要な足となっています。
- ◇高速バス路線については、白子中里から東京駅・千葉駅を結ぶ路線があります。今後は、利用者のニーズの把握を行い、地域の実情に即した輸送サービスの実現が求められます。

<基本的な方向性>

町内の道路網の整備・充実に向けて、既設道路の維持管理を行うとともに、コンパクトシティの実現も踏まえた計画的な道路網の整備を行います。

公共交通の利便性を向上させるため、利用者のニーズの把握を行い、交通事業者に対してもより良い交通ネットワークの実現に向けて働きかけを行います。

～ 基本目標 ～

基本目標 1 安全な通行を確保するための道路交通環境の整備推進

<主要な施策>

- ・計画的な道路整備
- ・道路の維持管理

<成果指標>

指標名	単位	現状値(年度)		目標値 (令和9年度)
国の交付金を活用した幹線道路の整備	%	42	令和3	45

基本目標 2 地域公共交通の安定的な維持・発展

<主要な施策>

- 公共交通の維持・利用促進
- 多様なニーズに対応した公共交通の整備

<成果指標>

指標名	単位	現状値(年度)		目標値 (令和9年度)
バス運行路線数	路線	6	令和3	6
バス通学定期補助金利用者数	人/年	82	令和3	85
地域公共交通法定協議会の開催回数	回	0	令和3	2

～ 関連するSDGs ～



白子町公共交通支援実績

年度	路線バス			タクシー	合計
	バス路線運行 維持補助金	バス通学定期 運賃補助金	臨時的支援	臨時的支援	
平成20年度	4,088,000				4,088,000
平成21年度	4,088,000				4,088,000
平成22年度	2,690,000				2,690,000
平成23年度	2,690,000				2,690,000
平成24年度	3,234,000				3,234,000
平成25年度	3,463,000	3,901,690			7,364,690
平成26年度	3,323,000	4,441,530			7,764,530
平成27年度	3,323,000	5,325,720			8,648,720
平成28年度	3,956,000	5,554,170			9,510,170
平成29年度	3,956,000	5,861,450			9,817,450
平成30年度	3,879,000	6,210,380			10,089,380
令和元年度	3,879,000	5,617,240			9,496,240
令和2年度	5,828,000	4,812,770	2,000,000	1,000,000	13,640,770
令和3年度	5,828,000	5,086,100	2,400,000	1,000,000	14,314,100
令和4年度 (R5.1.31現在)	11,560,000	3,206,660	2,400,000	1,000,000	18,166,660
合計	65,785,000	50,017,710	6,800,000	3,000,000	125,602,710

白子町福祉輸送実績

福祉タクシー

内容：障がいのある方や高齢者、妊産婦などがタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成。

	登録者数	利用回数	(普通)	(介護)	延べ人数
令和元年度	143	8260	6689	1571	2892
令和2年度	124	14128	10988	3140	2399
令和3年度	158	19951	15578	4373	3034
令和4年度(R5.1未現在)	116	13039	9945	3018	1906

外出支援サービス

内容：単独で公共交通機関が利用できない65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、リフト付のワゴン車による

「居宅から町内及び近隣市町村の医療機関・公共機関等」への外出支援。

	利用者	利用者数
令和元年度	25	1099
令和2年度	24	1039
令和3年度	24	761
令和4年度(R5.1未現在)	22	526

外出支援検証事業実績（らくらくタクシー）

内容：高齢者の外出支援体制を構築するため、試験的な外出支援サービス。

	運行件数	内 訳								乗車人数
		帰宅	買い物	通院	公共機関	金融機関	食事	イベント	訪問	
令和3年度	1,056	437	490	46	49	29	0	5	0	1,236
令和4年度(R5.1未現在)	998	380	445	61	64	31	8	3	6	998

地域公共交通活性化協議会スケジュール

【令和5年】

- 2月 第1回協議会
- 4月 地域公共交通計画策定支援業務執行伺い（プロポーザル関係）
- 5月 地域公共交通調査事業の補助金交付決定
地域公共交通計画策定支援業務契約
地域公共交通計画に係る調査実施（コンサル）
- 6月 第2回協議会（支援業務契約業者報告、今後の業務について）
- 9月 計画素案策定（コンサル）
- 10月 第3回協議会（素案の確定）
パブリックコメントの開始

【令和6年】

- 3月 第4回協議会（案の確定）

令和4年度白子町地域活性化協議会 収支予算書

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
負 担 金	116,000	町 負 担 金
補 助 金	0	
諸 収 入	0	
繰 越 金	0	
合 計	116,000	

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	説 明
会 議 費	116,000	報 償 費 82,000 旅 費 34,000
事 務 費	0	
事 業 費	0	
予 備 費	0	
合 計	116,000	

白子町地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、白子町地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 白子町地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「白子町地域公共交通計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 企画提案書等の公募によるプロポーザル方式
- (4) 委託期間 契約の日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務委託料 5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 事業担当課

白子町企画財政課企画政策係

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074番地の2

電話番号：0475-33-2180 FAX番号：0475-33-4132

メールアドレス：kikaku@town.shirako.lg.jp

4 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和4・5年度白子町委託入札参加資格者名簿において、業種を（大分類）「調査・計画」として登録している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 参加申込書の提出期限までに千葉県及び白子町から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 豊富な経験と高い専門知識を有する業務責任者及び業務担当者を配置すること。

5 スケジュール

プロポーザル実施の公表	令和5年4月3日(月)
参加申込書提出期限	令和5年4月21日(金)午後5時まで(必着)
参加資格確認結果通知	令和5年4月26日(水)
質問書の提出期限	令和5年4月14日(金)午後5時まで(必着)
質問書の回答期限	令和5年4月19日(水)
企画提案書等の提出期限	令和5年5月12日(金)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和5年5月 日() 午後 時 分から
審査結果通知	令和5年5月 日()

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更する場合があります。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

No	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第1号	1	
②	会社概要書	様式第2号	1	8
③	業務実績書	様式第3号 及び代表的な成果品	1	8
④	企画提案書 (業務実施体制・配置予定者・業務行程表)	様式第4号及び 任意様式	1	8
⑤	見積書(積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1	8
⑥	質問書(必要がある場合のみ)	様式第5号	1	
⑦	辞退届	様式第6号	1	

※各提出書類の詳細については(2)を参照すること。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書は、A4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・文字サイズは、原則11ポイント以上とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制・配置予定者及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・本業務仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

7 提出方法等

(1) 関係書類の配布期間

令和5年4月3日（月）から

(2) 配布方法

提出書類の各様式は、白子町ホームページからダウンロードすること。

(3) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書等【上記6-N○①②③】：令和5年4月21日（金）
- ・企画提案書等【上記6-N○④⑤】：令和5年5月12日（金）

※提出期限後の書類等の再提出及び差替えは認めない。

(4) 提出先

白子町企画財政課企画政策係

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、上記提出期限に必着のこと。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。なお、質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メール又はファックスで提出すること。

※提出後に電話にて送信した旨を必ず報告すること。

(2) 提出期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月14日（金）まで

(3) 提出先

白子町企画財政課企画政策係

(4) 回答方法

質問に対する回答は、白子町ホームページに掲載する。

9 審査・選考

(1) 書類審査

- ・参加申込者から提出された書類について、記載事項を確認し、参加資格及び適格要件を満たしているか審査する。
- ・参加資格を有した申込者が4者以上になった場合は、書面審査の評価により、プレゼンテーション審査を行う3者を選定する。
- ・書類審査の結果は、全ての参加申込者に電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日時

令和5年5月 日 () 予定 ※変更する場合あり

- ・実施場所

白子町役場2階 第2会議室

- ・実施時間

1業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）

- ・出席者

3名以内

- ・その他留意事項

○プレゼンテーションについては、企画提案書を基に行うこととし、追加提案、追加資料等の配布は認めない。

○説明に際して、プロジェクター等機器を用いて提案書の表現を補足する説明をすることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは白子町が用意するが、その他機器については提案者が用意すること。

○プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査及び結果通知

- ・審査

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高い者を受託候補者とする。評価基準は下記のとおりとする。

審査評価基準

	審査項目	評価事項	評価基準	配点
1	業務遂行能力	人員配置	業務を適正かつ円滑に遂行するための人員体制が整っているか。	10
		実施スケジュール	実施スケジュールが適切に示され、確実な業務開始が見込めるか。また、業務の運用計画は実施可能なものであるか。	10
		業務実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	15
2	業務内容	公共交通に関する実態・ニーズ調査	本町の公共交通に関する実態や利用者ニーズについて、的確に把握、調査できる内容であるか。	15
		地域特性及び公共交通等の現状分析・課題整理	現状分析及び課題整理を適正に行い、これを踏まえた対応策の検討及び具体策を提案するものであるか。	20
		公共交通計画の策定支援	仕様書の内容を反映した提案内容かつ公共交通計画の策定に向けた支援内容が適切で、計画策定に有効と認められるものであるか。	20
3	提案価格	見積金額	提案者内の最低提示額÷提案者の提示額×配点 ※消費税込みで算定。小数点以下は四捨五入	10
評価点			100点満点	

・審査結果の通知

審査の結果については、プレゼンテーションを行った者に令和5年 月 日（ ）に書面により通知するとともに、白子町ホームページに掲載する。

1 0 契約等

(1) 契約先

評価基準に基づき審査した結果、評価が最も高い受託候補者と契約交渉等を進める。なお、契約内容及び契約金額等の交渉にあたり、交渉が成立しない場合、次順位者と交渉を行う。

(2) 業務内容及び契約金額の決定方法

業務内容及び契約金額については、受託候補者と白子町が協議により仕様を再確認し、改めて見積書を徴収して、予定価格の制限範囲内で決定する。

1 1 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月12日（金）

(2) 提出場所

白子町企画財政課企画政策係

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、上記提出期限に必着のこと。

1 2 失格事項

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 白子町は、本プロポーザルの結果の公表や出版物等への掲載、その他執務上必要とする場合、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複製することがある。
- (5) 提出された書類等は、白子町情報公開条例（平成13年条例第4号）第7条の規定により開示する場合がある。
- (6) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

白子町地域公共交通計画策定業務仕様書

1 業務名

白子町地域公共交通計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、地域公共交通の課題解決のため、地域公共交通に加え地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客輸送、福祉輸送等）を位置づけ、利用者ニーズ調査・分析等の実態調査や将来推計等により、地域移動ニーズにきめ細やかに対応する長期的で持続可能な地域公共交通について、今後の方針や具体的方策を盛り込んだ地域公共交通計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の概要

以下の項目は基本的事項であり、下記以外の地域公共交通計画に必要な事項や細部の項目については、別途委託者と受託者が協議の上、決定する。

(1) 公共交通計画に関する現況把握

①計画準備

本業務を遂行するにあたり、事業を円滑に実施するために業務計画書を作成し、作業実施計画書及び業務工程表を作成する。

②上位・関連計画の整理

町の「総合計画」や「総合戦略」、千葉県「都市計画区域マスタープラン」などの上位計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけについて整理する。

③白子町における公共交通の現況整理

既往資料から路線バス・高速バス、タクシー等の運行ルートや本数、利用状況等を整理する。

(2) 地域の多様な輸送資源の抽出

白子町における公共交通以外の地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客輸送、福祉輸送等）を抽出し、利用の実態調査結果の分析を行う。調査結果等課題の整理に必要な各資料については、委託者より貸与を受け、整理するものとする。

(3) アンケート調査

将来の公共交通の方向性、あり方を検討する資料とするため、無作為抽出した町民1,000人に対して郵送でアンケート調査を行い公共交通の利用状況やサービスに対する満足度、利用実態について調査を行う。

委託者の役割	受託者の役割
・ 発送準備 （調査票の印刷、ラベル作成、封入） ・ 回収・集計 （回収したアンケート結果をエクセル入力、自由意見の入力）	・ 調査票の設計 ・ 発送用及び返信用封筒の作成 ・ 調査票の発送 ・ 結果の分析 ・ 報告書の作成

(4) 地域公共交通に係る基本方針と目標の設定

路線バス、タクシー等の公共交通に加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送等）が担うべき役割を検討し、公共交通の課題や現行計画の評価を踏まえ白子町における望ましい公共交通ネットワークを示すものとする。

(5) 実施方針、実施事業の検討

白子町における望ましい公共交通ネットワークの構築に向け、交通手段別の施策の展開について整理する。検討にあたっては、各交通手段の相互の連携を考慮するとともに施策の実現に向けた担い手、重点的に取り組むべき実施方針、実施事業の検討を行うものとする。

(6) 計画の推進体制

計画を推進するための町民、交通事業者、行政等の関係者の役割分担について示すとともに、重点的に取り組む施策について、今後想定される工程を示すものとする。

(7) 白子町地域公共交通計画の作成

上記の検討結果及び協議会での協議結果を踏まえ、白子町地域公共交通計画として取りまとめる。

(8) 地域公共交通活性化協議会の運営支援

計画策定にあたり、地域公共交通活性化協議会（年3回開催予定）に各検討結果を諮りながら進めるため、協議会に必要な会議資料の作成、会議への出席等の運営支援を2回程度行うものとする。

(9) 打合せ協議

協議会事務局（白子町企画財政課）と業務推進に必要な協議、打合せを行う。

5 成果品

- | | |
|-------------------|-----|
| ・白子町地域公共交通計画書（本編） | 50部 |
| ・上記電子データ（CD-R等） | 1式 |
| ・その他指示する資料 | 1式 |

6 その他

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、白子町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じその都度行うものとする。
- (3) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、白子町が著作権、所有権等を持つものとし、町が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。また、本町の承認を受けずに複製、第三者への公表、貸与等をしてはならない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、本町と協議の上、指示に従い業務を遂行すること。